

委員会会議録

(一社) 滋賀県トラック協会

会議名	令和元年度 第1回 適正化事業運営委員会
開催日時	令和元年6月11日(火) 14:00~15:30
開催場所	滋賀県トラック総合会館 3F 研修室1
出席者	委員9人 事務局6人

協議内容
<p>定刻開会。</p> <p>開会にあたり、甲斐切委員長より今年の梅雨は水不足が心配でもあり、豪雨による被害も心配なところであるので備える必要がある。総会も終了し各委員会も着々と進んでおり、適正化事業運営委員会も粛々と進めていきたい等の挨拶が行われた。</p> <p>事務局より日本通運(株) 大津支店 藺氏の転勤により須山氏が就任された旨報告、又後任副委員長の選出についてご協議願いたいと説明があった。</p> <p>甲斐切委員長より、会社の会議のため須山氏は欠席であるが、副委員長をお願いしたい旨連絡をとったところ、快く了承してもらった。全員異議なく承認されその後委員長が議長となり議事に入った。</p> <h3>3. 議題</h3> <p>(1) 平成30年度事業実施報告について</p> <p>① 適正化実施機関活動状況 巡回指導調査結果について資料に基づき事務局より説明。</p> <ul style="list-style-type: none">・340件の目標のなか、5月時点で7件ほど足りないが目標達成にむけて巡回予定。・指導項目でマニュアルが変わったことにより、「否」から「口頭指導(適)」になって全体的に評価は良くなっている。 <p>安全性評価事業説明会について資料に基づき事務局より説明。</p> <ul style="list-style-type: none">・87名の出席があり今年度はGマーク更新事業所が多いため出席率も増えた。・目標は380社超え、新規事業者26社を目標。 <p>② 働き方改革及び貨物事業法関連 アクションプラン周知セミナーについて資料に基づき事務局より説明。</p> <ul style="list-style-type: none">・周知を図るため第1弾を開催した。第2弾は秋以降を考えていると説明。

ホワイト物流推進運動説明会について資料に基づき事務局より説明。

- ・当日の出席者の内15社ほどが荷主であり、国交省は9月ころに賛同表明をしてくれる荷主を公表していく方針等の説明があり下記の意見があった。
- ・ホワイト物流は常時耳にするがホワイト経営はどうか。と質問があり名称変更されたと説明があった。
- ・アクションプランは荷主の了解が得られないといけない。セミナーでは荷主にも同席を求めるなどどうやって荷主に声かけしていくか適正化事業運営委員会でもホワイト物流でもしっかり考えていくべき。
- ・9月にはどのような方法で公表されるのか質問があり、事務局より手を挙げた荷主をホームページで公表する予定と説明。

(2) 令和元年度事業計画及び予算書について資料に基づき事務局より説明。前回承認いただいているとおりナスバネット、パソコン更新に伴う予算が計上されている。

(3) 当面の事業計画について

第一回初任運転者指導教育研修会の開催について資料に基づき事務局より説明があり下記の意見があった。

- ・参加者が多く4階大ホールで行うならもっと人数を増やしてはどうか。
- ・各会社が行うべき研修をトラック協会が手助けしているので、会社の指導者が研修会を受けて勉強し各会社で研修出来るようにすべき。
- ・研修会のビデオを収録し使用出来るように検討中。
- ・もっと指導者が受けるように再度追加募集してはどうか。
- ・研修会の資料が不足することが考えられる。
- ・資料のこともあるが大ホールで開催するのであれば指導者に受けてもらうように知らせてはどうか。

(4) その他

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正について資料に基づき事務局より説明があり下記の意見があった。

- ・荷主にこのようなことを知ってもらうべき。
- ・順番が逆ではないか。まず荷主に出してもらい改善のため周知。説明のやり方ではトラック業者が告発しているようにとらえられる。
- ・監査や罰則の対象になるのは片手落ちであり荷主にいうべき。
- ・ドライバーに負担がかかることをするのはどうか。
- ・荷主にこれだけ時間がかかったと提出してもらうのが一番良いのではないか。
- ・輸出入貨物は港湾事業者(海貨事業者)に云うのがよい。
- ・このパンフレットを荷主にも配る方がよい。
- ・荷主に周知してもらえるように考えるべきである。
- ・会員から荷主先を聞き荷主全社にパンフレットを送ってはどうか。
- ・ホワイト物流、推進運動とリンクさせてはどうか。

追加資料：事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令厳守の徹底について資料に基づき事務局より説明。飲酒運転12件中10件がトラック運転者である等の説明があり下記の意見があった。

- ・アルコールチェックをしていないのか。
- ・飲酒運転で会社がつぶれるなど運転者にしっかりいうべき。
- ・リアルタイムで運転手を監視出来ない。
- ・飲酒するとエンジンがかからないものがある。
- ・各社危機感をもつべき。
- ・車輛のチェックも必要になってくる。特に長距離の運転手は睡眠のため飲酒することも考えられる。
- ・啓発など地道な努力がいる。
- ・国交省がトラック運送業界と名指しで文書を出してきていることから、滋賀県下の会員各社の経営者努力が必要になってくる。
- ・薬物も飲酒と同様の処分をうけるのか。
- ・点呼の際尿検査も必要となる時期がくるかもしれない。

以上をもって15時30分に委員会を閉会した。

次回開催 令和元年9月ごろ予定

以上